

就労支援の充実強化に向けた公共職業安定所（ハローワーク）業務の 指定都市への移管や国・道府県との連携強化に向けた提案（案）

1 基本的な認識

- (1) 権限移譲（ハローワーク業務の指定都市への移管）を引き続き要請する考えに変わりはないが、指定都市の努力のみで権限移譲を実現させることは困難であり、国や道府県と指定都市が連携して課題の解決を図る機運の醸成が必要である。
- (2) 国において、一体的実施等の検証を行い、新たな雇用対策の仕組みを全国展開するとの結論に至ったことは、指定都市にとっても一歩前進したものと見て一定の評価ができるが、この新たな仕組みが、指定都市が指摘する課題を解決し、指定都市がより主体性を発揮できるものとなっているか、引き続き検証する必要がある。
- (3) このような状況の下、引き続き権限移譲を目指しつつ、新たな雇用対策の仕組みをはじめとする国及び道府県との連携策を強化し、地方分権の受け皿としての経験値を高めるといふ、実践的な対応を続けることが重要である。

2 要請事項

- (1) より効果的な就労支援を行うため、指定都市への権限移譲を行う方向で積極的な検討を行うとともに、新たな雇用対策の仕組みの具体的な制度設計に当たっては、指定都市の意見を十分に尊重すること。
- (2) また、当面の措置として、国・道府県と連携し、一刻も早く住民に対する就労支援を充実強化するため、次の事項を改善すること。
 - ア 労働局・指定都市間で連携強化や課題解決に向けた議論を行う連携調整会議を定期的を開催するなどの仕組みを確立すること。
 - イ 地域の実情に応じたきめ細やかな就労支援について、指定都市と連携し、労働局長が自らの判断で柔軟かつ円滑な推進を可能にするため、厚生労働省は、労働局長に予算面も含めたより大きな権限を付与すること。
 - ウ 一体的実施については、より多くの対象者が利用できるようにするため、指定都市の希望する場所において早期に実施すること。
 - エ 生活困窮者型の一体的実施については、利用者の利便性を向上させるため、希望する指定都市において、運営手続の簡素化やハローワーク業務の受託などにより、柔軟に運営できるようにすること。
 - オ 一般型の一体的実施については、希望する指定都市が実施業務を拡充し、職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務も実施できるようにすること。

平成27年12月25日
指定都市市長会